

事 務 連 絡
平成19年 8 月 20日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

中国産食品のサイクラミン酸に係る検査命令対象製造者について

標記については、「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について」（平成19年3月30日付け事務連絡）の別添1の1の別表3によりお知らせしたところですが、今般、製造者より下記のとおり製造者名を変更する旨の報告があったことから、同別表を別紙のとおり改正することとしましたので、御了知願います。

記

	変更前	変更後
1	NISSIN WALLAW FOOD CO., LTD.	JINMAILANG FOOD CO., LTD.
2	SHANDONG JUXIAN SANFOD FOODSTUFFS CO., LTD.	RIZHAO HENGBAO FOODSTUFFS CO., LTD.